

つなぐな環境



つ★な★ぐ★環境パートナーシップ

地球環境パートナーシッププラザ

環境パートナーシップオフィス

私たちは、持続可能な社会を構築するために、行政・NPO・企業など多様な主体のパートナーシップによる取り組みを促進します。

web「つな環」はこちら <http://www.geic.or.jp/geic/info/tsuna/>

第15号

鎌倉市では市民が、21世紀の初め急増した落書きに真正面から取り組み、企業・市と協働で「書かれた落書きはすぐに消す」活動を続け成果をあげている。(15ページを参照)



鎌倉市内の落書きを消す人たちがいる。最初は市民による自発的な活動だったが、全ての落書きを、発見後24時間以内に消し尽くそうと思ったとき、自治体や企業との協働が必須となった。市民が自治体の施設や私有物に勝手に手を加えることはできない。たとえ落書きを消すことが目的であっても、である。また、市内全域の落書きを発見するには様々な人や組織が関わらなければならない。市民の提案が「鎌倉市落書き防止条例」のきっかけとなり「鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画」では市、市民、その他関係機関の協働がうたわれた。

協働を促すには、仕組み・制度や組織化が重要な役割を果たす。一方、仕組みや制度が協働の足かせとなることもある。今、協働を促進するために何が求められるのだろうか。「つな環」第15号では、制度・仕組みの観点から協働を考え直す視点から、さまざまな事例を紹介する。

CONTENTS

鼎談

今、協働を考える

～変わったこと、変わらないこと これから何をすべきか～

2

法制度から見た協働の課題

10

世田谷区「NPO提案型協働事業」

～行政提案型協働事業から、NPO提案型協働事業への転換～

12

NPOとの協働取組とその課題

14

豊中市における市民協働の発展

16

事業仕分けは協働促進のツールとなり得るか？

～埼玉県和光市の事業仕分けを傍聴して～

18

協働にふさわしい契約とは？

～横浜市で協働の仕組みを提言するフォーラムを開催～

20

市民の力で「開かれた政府」をつくろう

22

2007～2010 地球環境パートナーシッププラザ

環境パートナーシップ創造に

向けた3年のあゆみ

24

■本の紹介.....30

■パートナーシップ・トーク.....31

■10周年を迎えるオーフス条約
関わる日本国内外での動き.....32

今、協働を考える

～変わったこと、変わらないこと これから何をすべきか～

「官から民へ」の流れが進んだが、協働の道はまだ途上

高見:東京で生まれ、東京で育ったんですけど、大学を卒業した後に関西で就職しました。大学では社会教育を勉強していて、公民館や人の集まる場づくり、地域づくりに興味がありました。私が就職したころ、NPOは食べていける仕事ではなかったので、まちづくりにかかわろうと思ったら行政しかないと思い、行政職員を目指しました。就職難でしたけれども、幸いなことに滋賀県の米原市の職員に採用され、5年間まちづくり課と児童福祉課で仕事をしました。NPO担当とは言っても、その頃、市内にはNPOが全くありませんでしたので、何をしたら良いかわからない状態でした。いろんな職掌を受け持っていたので、公共交通を導入するのにも、協働の視点で市民の人と公共交通をデザインできないかとか、そういう仕事をしたのが、とても良い経験だったなあと思っています。その後市町村合併に伴う行革があり、米原市でも指定管理者制度が導入されました。役所を辞めて、滋賀県湖北地方の若い子たちとNPOを立ち上げて20代若者が中心になって、公民館の運営もやりました。子どもたちも自由に集まり、遊べる公民館。事務室も開放して、市民の人とふだんから自由に会話ができ、企画も市民主導で作上げる。いろんな仕事もそこから育てて行きながら、地域の施策を一手に担って行けるような。そういったことをやって行こうと、コミュニティビジネスなんかも進めて行きました。さらにNPOの中間支援機能も付けていくなど、いろんなことにチャレンジして来ました。



高見 啓一

世古:米原市役所をお辞めになったのは、指定管理を受けるときですか？

高見:そうです。

世古:辞めないと指定管理を受けられないからですか。NPO法人だったら、行政の職員が理事をやってもかまわないですよね。

高見:NPOを専従でやりたかったのです。公務員をやり続けることは、自分のルートではなかったというか、そうでなければならぬという気持ちも無かったので、辞めることにしました。近道の方を選んで行ったら指定管理者になっていたということです。

世古:そうですか。まだ30代ですよ。

高見:そうです。私の世代では、NPOはまだ就職の道じゃなかったのですが、行政の仕事よりもNPOの仕事の方がおもしろくなって来たような、そういう過渡期に公務員をしていたのかなあと思います。今、私の周りには、NPOに就職しようとか、自分でNPOを立ち上げようという若い人が増えてきて、そういう点では、5年前に比べるとNPOを取り巻く状況はずいぶん変わってきましたね。

中島:この数年をふりかえると、環境省でもいろいろなことがありました。2007年に全国7カ所の地方環境パートナーシップオフィス(地方EPO)が揃いました。同じ頃、国による随意契約が批判されたこともあって、価格競争で契約相手を決めることが原則となりました。ただ、価格競争だけでは安かれ=良かれとなり、NPOの実施能力を評価することができないため、地方EPOの請負団体を決めるときには企画競争という形で行っています。それから、国がNPOなどと協働をするにしても、請負、委託等の手法しか契約の形態がなく、対等の関係で協働を行うという観点からはこれらの契約手法が適切かという議論があります。国の契約に対する見方が厳しくなっている現状で、行政とNPO等との間でどうやったら対等な関係に基づく協働ができるか考えなければならぬと思っています。

世古:協働についてこの数年間をふりかえてみると、どのセクターが何をやるべきかの仕分け・棚卸しができていないことが問題です。行政がすべきこと、市民がすべきこと、市民と

この数年、NPOや協働に関係するさまざまな制度が生まれています。指定管理者制度の導入、公益法人制度改革、CSRの国際規格化などなど。何が変わったのか、何が変わらないのか、これから何を变えていかなければならないのか、立場の異なる3人の方に現時点で感じていること・思っていることを自由に語り合っていました。

役所が協働で何をすべきかの切り分けができていないままに協働が先走りしたのです。民主党が政府の事業の仕分けをやっています。それは地域ごとに違うはずなので、各自治体でやらなければならないと思います。市民セクターの力が強ければできることが増える。協働で何をやるかの切り分けをしないとおかしいのに、とりあえず協働と言って、言葉だけが先行したのがこの5年間ではないかと思っています。小泉構造改革で「官から民へ」と言われ、安上がりの行政を「協働」と言う例が増えました。

高見:2003年に指定管理者の制度ができたとき、個人的には、これは大きなチャンスが来た「面白い時代になって来たな」って思いました。それまでは、既存の行政の枠の中で何とかしようとしていたのが、何ともできなくなってきて、公共施設の管理を市民にやらせてみようということになってきたんだと思います。安上がりの委託という問題も生まれて来ていると思いますけれども、安いお金であったとしてもやれるようになったことは大きなインパクトがありました。ただ、根幹の部分、例えば予算だとか、権限が無い状態でいくら参画しようとしても、受け止める側の市民の力が弱かったんじゃないかなと思っています。この5年間は、市民がいろいろなノウハウを蓄積してエンパワーメントを図っていく時期だったのかなあって思っています。今、契約の在り方なんていう問題が出てきていますが、ようやくこういったことが考えられる土壌が育まれてきたのかなと。強引ではあっても、参入障壁が除かれたことには意味があるし、NPOの協働が力を伸ばしてきたように思います。市民がマネジメントや団体運営のノウハウをもっと鍛えなければならないし、行政も市民に渡していかなければならないだろうと思いますね。

世古:ずいぶん変わったこともあります。未だに法律に「市民」という言葉が取り入れられていません。日本には「国民」でない人もいっぱい住んでいるわけだから、協働の前提として「国民」を「市民」に変えないといけません。一つでも法律で「市民」の言葉を使えば、それが前例となって他の法律でも使いやすくなると思います。

権限を持つ協働のコーディネーターが必要

高見:ここに来る前に、世古さんの書かれた『市民参加のデザイン』を読ませていただいているんですが、10年前と変わっていない課題がいっぱいあるんだなあとびっくりしますね。

世古:変わらないどころか、課題はさらに増えていると思います。

高見:まだこの本には「協働」の2文字が出てきていませんね。でも、あの当時の私の問題意識がここに集約されていると思いました。大学のときには、子どもたちにいろんなことを企画させていたので、参加のデザインとかそういうことにもすごく関心を持っていました。

世古:「参加のデザイン」という言葉を考案したのは、1985年ごろ。「参加のデザイン研究所」を作って、市民参加の活動を広げていきました。

高見:研究所は今も続いているんですか？

世古:「参加のデザイン研究所」を発展させて「NPO研修・情報センター」にしたのです。1980年代は、行政の中にも熱い人がたくさんいて、市民参加を進める動きがぐんと加速しましたね。当時私は、世田谷区の市民参加の専門員をやっていました。今、三軒茶屋に建っているキャロットタワー設立のコーディネーターをしていました。現場で地域の人たちと一緒に創っていましたが、その頃の方が行政が柔軟だったような気がしますね。



世古 一穂

高見:そうかもしれないですね。

鼎談 今、協働を考える

～変わったこと、変わらないこと これから何をすべきか～

世古:世田谷区では、市民が主体になって市民参加を先進的にやっていて『三世代遊び場マップ』を作ったり、いろんな市民活動がわき上がっていた時ですね。

高見:その頃にも本が出ていましたよね。今でも読ませてもらってます。

世古:代表的なものに『参加のデザイン道具箱』というシリーズがありました。1985年頃、アメリカに行ったときに、NPOに出会いました。まちづくり系の活動をする人がやっている「ワークショップ」では、「日本型の話し合い」には無い面白い参加の道具を使っていて、それを持ち帰って来たという感じでした。世田谷区に初めて「まちづくり課」ができました。今は、どこにでもありますけれど。行政の中にやる気のある人がいて、いろんなことを変えて行こうとしていたという実感がありますね。まちづくり課もその中の一つです。そこから、次に協働の時代に移って行く感じかな。ただのハコ物を作るんじゃなくて、市民が参加をして、自分たちが本当に必要なものを作りたいねという動きが高まっていた。美術館や緑道を作るときも、盛んにワークショップをやって、みんながアイデアを出してそれがほんとうに形になって行ったんですよね。まだお金があった時代だからだったんだろうと思うんですよね。手間暇かけて市民参加でハードを作っていたんです。

高見:考えたことが形にできたんですね。

世古:そうですね。行政の中にも柔軟なリーダーシップがとれる人がいて、既存の規則に縛られずに新しい規則を生み出すような活気がありました。当時、私は世田谷区役所に机を置いて、月の半分は世田谷区の仕事をしていました。自治体に「専門委員」という制度があるんですよ。区長部局にいて、部長権限はあるんだけど、予算と人事の権限は無いという仕組みです。でも、調査権はあるので、各部署で市民参加が進んでいないと、いろいろと言える立場にいたんです。そういう意味では、今は、制度とか形になった分融通が効かなくなったということがあるように思うんです。協働ができるコンサルタントの人もいて、あの頃の世田谷はほんとうの協働の

イメージだったなあと思いますね。

高見:今のお話をお聞きして、今の協働は、景気が悪くなったことと、行政の仕組みが整ったことが原動力になっているような気がしましたね。それによって硬直化した面も出てきましたね。

世古:硬直化と同時に、財政難になったというのが協働にとって大きな問題だと思いますよ。間違った方向に行っていると思っていますよ。

高見:当時と比べて全く逆なんだと、私には新鮮です。硬直化した行政を変えようという気がなければ、協働をやったらあかんと思うんです。滋賀県でも協働提案制度というのが始まりました。NPOが協働事業を提案して、県が予算化するんですけど「この提案はできない」と言って、県がどんどん切るんです。役人をやりましたから、その理由もわかるんですが、もともと市民の側に協働を求めること、そのものが矛盾してしまうんです。行政自身が変わって行くという覚悟がなければ、協働なんてできへんのやないかと思うんです。

世古:行政との協働の問題の一つは、市民が提案をしても、提案を受け入れるかどうかを決める権限が相変わらず行政が独占していることです。協働は対等な関係を前提としているのですから、一緒に考えて行こうという姿勢が必要ですが、行政が相変わらず「お上」意識を持っている。本当は市民が委託しているんですよ。

高見:今までは、市民がすべきだったことまで行政がやってくれて当然だっという意識だったように思います。それが徐々に市民に返されて来ているのが今の状態ではないでしょうか。これから、市民もいろいろなノウハウや能力をつけて行かなければならないと思うんです。お金のことや契約の条件とか。法律や契約書を読み込んで使いこなすことが求められるようになったとちやうかなって思うんですね。

世古:行政職員が上から目線になっていると同時に、市民の側も納税者の意識が希薄です。根本的な問題が変わっていな

いんですよ。公共領域の仕事のために、私たちが、自分でやらないで、行政に委任して、それに対する税の負担をしている。納税者が望むサービスというのは本来、行政にまかせきらず市民が公共を担う必要があります。そのためには、協働という名前ですら市民に返されても困るので、必要な資金を再配分するしくみが必要です。

中島:市民が負託しているという考え方を具現化するために、政策づくりはどのような仕組みになれば良いでしょう。

世古:専門性を持った協働コーディネーターが、行政側にも市民側にも、企業にもそれぞれにいて協働を介在することです。行政が縦割りだと言いますが、市民セクターも企業も縦割りなんです。縦割りの構造に横車を刺して行く人を職能化して行かないといけない。イギリスにはサードセクターのネットワーク組織のACEVOがあって、コーディネートする能力と信頼を、市民からも、行政からも受けています。今の協働は行政の1つの部署と1つのNPOの1対1の関係ですが、本当はセクター間の協働になる必要がある。行政から市民セクターにどのように分権するか、また、お金の再配分を市民セクターできちんと協議して決めることも必要です。イギリスはローカルコンパクトという形で努力しているんです。

中島:NPOの側にコーディネーター的な組織があれば、行政にとっても協働が組みやすくなるメリットが大きいと思いますね。

高見:行政機関の中に「協働課」のような部署を作っても、そこが権限を持っていないから進まないんですよ。考え方は良いんですが、運用する段になって他の部局とつないで行くような仕事をするとき、権限が無いのでコーディネートできない。

世古:予算と人事権を持たなければ、行政組織は動かせないですよ。協働課のような部署は本来、他の課に対して予算や人事に対する発言権がないとできないと思います。

中島:コーディネーターの役割は、各セクターの考え方を聴いて調整をするということですか。

世古:そうですね。地域ごとに中間支援組織があって調整をする。そして、政府と協働をするときには政府とやれるような中間支援組織が必要です。

中島:協働コーディネーターを役所に置くとしたらどこに置くのが良いでしょう。

世古:部署ごとに置いて、さらにそれを統括する部門を置くといいでしょう。縦割りに横車を刺して行く役割を持っています。オランダモデルがまさにそれですよ。フィンランドもそうだし、スウェーデン、デンマークも。ただ、そのモデルが日本でそのままではまるかどろかは考える必要があります。人口規模も違いますね。

高見:世古さんが本で書いていたような、協働コーディネーターが世田谷で機能した理由は何でしょう。

世古:世田谷区の中にかつては、都市デザイン室という部署がありました。都市デザイン室は、まちづくりに関して、他の部署にいろんなことが言える部署だった。そこに、都市計画の専門家もいたし、市民参加の専門家もいたんです。そういう人たちが、政策会議の中で各部長に対して言える立場だったんですよ。民間人が入っている専門家チームがあったんです。

協働の相手を選ぶ仕組みを変える

世古:役所が協働の相手を決めるとき、公正を担保するための審査会を作りますが、その審査員を誰が、どうやって選ぶのかが示されないことが多い。ほとんど、行政が選んでいるのが現状です。「選ぶ人の選び方」をこれから変えていく必要があります。協働の提案がプロポーザル方式をとることが多くなって、審査を経ていると言うけれども、選ぶ人によって結果はずいぶん変わるでしょう。

高見:行政が自分たちの意向を反映しやすい人を選んでいくということもありますね。

鼎談 今、協働を考える

～変わったこと、変わらないこと これから何をすべきか～

世古:私みたいに異論を唱える人をアリの的に入れておくこともありますね(笑)。

中島:どうすれば良いでしょうか。日本で「NPOセクターから委員を選んでください」って言うときに、誰に投げかければ良いかわからない状態です。企業であれば、全国規模の団体がありますが、市民セクターに企業と同じようなところがあるでしょうか。



中島 恵理

世古:選んだ人も選ばれた人も、なぜその人なのかを説明できることが必要です。イギリスでは、行政やNPOがそれぞれのセクターから選ぶんですよ。日本にもJACEVOという団体ができました。その他にも「日本NPOセンター」や「シーズ・市民活動を支える制度をつくる会」などが集まって「NPO政策いちば」を作ろうという動きもあるんですよ。NPOセクターとしても協働の受け皿を作らなければならないということで、活発に動いています。選ばれるのを待っているだけじゃなくて、選び方を提案しようということが必要だと思いますね。NPO同士の利害を離れて調整する第三者機関としての中間支援組織が必要なんですよ。

高見:市町村では委員の公募をかけても応募が無いことがあります。公募したときにちゃんと手をあげられるようになっていかないといけないんです。こういう委員会があって、こういうプロセスで、こんなことを決めるんだということがはっきりわかっていないといけないですよ。

中島:環境分野でNPOの政策市場のようなものを作って行ければ良いでしょうか。

世古:個別のNPOとの協働では限界がありますよ。NPOの間にも利害関係があるし。NPO同士の利害を離れて調整

する第三者機関としての中間支援組織が必要なんです。そのような中間支援組織がきちっとコーディネーターを雇用できるお金が必要です。オランダやイギリスでは、そういう機能を持つ組織は補助金で運営されているのでワーキングプアになりません。今は、中間支援の仕事はお金にはならないから、中間支援組織が本来の業務をできず、事業型NPOと同じような事業をしなければ食って行けない状況になっているんです。中間支援をするNPOに対して、政府がきちんとした補助金を出すことが必要です。協働を進めるには資金が必要ですよ。中間支援組織の職員が本来の業務に専念できないことが大きな問題です。

高見:まさに、それが課題です。どうやってスタッフが食べて行くかに頭を悩ませている状態ですね。今は、行政からの委託をもらっているものでどうにかなっている状態です。

世古:委託を「行政からもらう」という言い方はもう止めましょう(笑)。

高見:そうですね(笑)。

世古:中間支援組織には食べて行く道が無いですから。コーディネートに対する費用負担をする仕組みが無ければ、協働が進みません。「フルコスト・リカバリー」という考え方が出てきています。NPOが政府・自治体が契約を結ぶとき直接事業に関わる費用だけでなく、事務局長の人件費、事務所の家賃や光熱水費なんかの経費の積算方法を開発して、行政に働きかけています。その議論をしたのが2年くらい前です。中身がわからないまま、競争入札で値段を下げなければいけないという発想がどんなに意味のないことを伝えていかないといけない。私たちNPO側もそうですし、行政側にもがんばって欲しい。協働コーディネーターは、能力で選ぶのであって価格で選ぶなんてあり得ないことですよ。

高見:コーディネーターの人件費が競争で決められたら、ろくな人材が来ませんよ。NPOの人が働く環境にもっと関心を

持つ必要があると思います。今までは、安上がりの下請けのような経費で委託を受けることがあまりにも多かったと思うんです。それ以前は委託をやらしてもらえる機会さえ無かったので、前進してはいると思うんですが、働く環境が顧みられていなかったという反省がありますね。

世古:「やらしてもらおう」って言うのも止めましょうよ(笑)。

高見:そうでした(笑)。そういう意識から始めているので、いつまでもこのような状態を続けてはいけなと思うんです。世間に認められるような実績をつくって来たのだから「我々でなければ、他の誰がこれだけのことをできるんですか。これだけの仕事の質を維持するんなら、こんな金額じゃできませんよ」と言っても良い時期に来ているのかなと思いますね。実績を示すことができたのかということが問われている。

世古:実績を評価するのは行政の担当部署じゃなくて、市民であるべきですよ。評価をもっとオープンに議論すべきだし、議会でもそれを上げることが大切です。担当の人に評価してもらっても仕方がないでしょう。NPOもこれだけの仕事をしているのに、ワーキングプアになっているんじゃないかと、と言ってくれる市民が増えていかないと。

高見:事業を受ける側のNPOにしても、その金額がほんとうに妥当なものであるのかを考える必要があります。ついつい惰性でやってしまっていたり、言い方は良くないですが「もらえるだけまし」という意識が働きがちなんです。そうすると、自らの価値を下げたままかねないですね。

世古:どんどん価値を下げた行って、食べて行けなくなって、仕事を受けられなくなりますよ。

高見:ビジネスセクターは値段を下げる時には慎重ですよ。価格を下げてしまうと、業界全体の価格を下げてしまうというリスクを背負うことになってしまいますからね。NPOは業界全体で下げていると言われますよ。

対等な関係を制度的に担保するために「協働契約」を確立する

世古:「委託」とか「請負」ではない「協働契約書」という考え方が生まれてきています。仕様書ではなく、協働合意書と役割分担表に基づいて業務をやるというものです。制度としては地方自治法を変える必要があります。新しい協働の時代が来たというのであれば、それに対応して法律も変えていかないとできない。行政とNPOが協働で作りに上げていく領域の事業については「協働契約」という新しい概念を作るべきです。

中島:国の場合は会計法の改正も必要になりますね。かなりハードルが高くなります。

世古:地方自治体だと、それぞれの条例や規則を変えればできます。NPOは行政に対して条例づくりやしきみづくりを提案していく必要があります。私はこの「協働契約書」を広めて行くと思っていますけど。委託と補助金しかないというのではなく「協働契約」という新しい概念を作れば良いと思います。法令に合わせて協働を作るんじゃないかと、協働が実現できる仕組みにして行かないといけないうでしょう。横浜では、今、協働契約のあり方を行政と市民の協働で研究しています。

中島:横浜市では協働契約書の考え方に基づいて進めて行くとしているんですか。

世古:子育て関係の団体と横浜会議というところで協働契約の研究を進めています。協働契約という概念を市の側で持って契約をすれば、それが前例となってどんどん変わって行く可能性があるんです。政令市ぐらいでやるとインパクトがあるから、ぜひ進めて行きたいんです。協働推進の部署が連鎖的にできたのと同じように、協働契約が一気に広がることを期待していますね。請負契約である限りは上下関係なので、根本概念を変えるべきですね。協働契約という新しい概念が必要です。古い制度の上に新しい概念を乗せようとしているから無理があるんです。

高見:既存の枠組みで何とかしようとするから苦労している

鼎談 今、協働を考える

～変わったこと、変わらないこと これから何をすべきか～

んですね。

中島:行政が市民から負託された機関であることを前提として「在るべき協働の姿」を考えて行かないといけないと思いました。地球環境パートナーシッププラザとしても、協働コーディネーターや政策いちばをどうやって作るかを考えて行きたいと思いました。それから、今までは環境関連の法律の中で協働をどう作るかを考えていたんですが、会計法や地方自治法など他の法令も考える必要があるなあということも思いました。そういう議論ができる場があっても良いのかもしれませんね。

世古:そこに法律の専門家や行政の専門家が入って来ることが重要だと思います。今までの枠組みでできると言う行政やNPOの人がいるのが不思議なくらいです。

中島:会計法を変えて行くことになると、かなりの力が必要になるんです。

世古:会計法規にしても縄文時代からあったわけじゃないですよ(笑)。必要に応じて作ってきたわけだから、協働という新しい概念が出てきたら対応する新しいルールを作るのは当たり前のことですよ。法令やルールは、私たちが生きやすくなるために作るものでしょう。運用で個人の恣意が入らないように、市民がわかりやすくなるのが大事です。必要になったら、自分たちでルールをどんどん提案したらいいんですよ。

高見:主体になる人たちが声を上げないと、形にならないですよ。ほんまにそうです。法律や条令を作ろうと考えることはほとんどありませんからね。そこが問題なんです。さっき出てきた縦割りの話しもそうですよね。そもそも協働が必要になったのは、行政の縦割りが課題解決の妨げになっているからなのに、協働推進課みたいな部署ができると、協働がその部署だけの問題になってしまって、かえって協働がやりにくくなっているようなことが起きているんですよ。

世古:「変えようしないと変わらない」ですよ。みんなで変えて行きましょう。

行政やNPOにこだわらず、多種多様な組織・団体との関わりを強める

高見:行政に頼らずに地域の中でお金を回すための仕組みをもっと考えたいなと思っているんです。京都NPOセンターでは基金を作っていますし、私たちも、いろいろと行政以外の資金源を考えているんです。

世古:私は、そのためにコミュニティ・レストランを10年前に始めたんですよ。普通の人々が毎日でもお金を払うものって何やろうって考えたら食べることだと考えたのです。安心で安全な食べ物にお金を払うってことを基礎にして、地域の環境教育や子育て支援など、いろいろな課題と結びつけて行こうという発想ですね。

高見:ほんまに大事なことやと思います。公民館も良いのですが、行政の施設でない市民が寄り集まれる場所を作って、そこが拠点となりつつ、お金も回るようなものが無いかなあと思っているんです。今住んでいる地域を見渡して、どんな施設が必要なんかなあと考えたとき、食堂のようなものがあると良いかなあと思っています。

世古:「地域食堂」でいいじゃないですか。地域の食堂が公民館みたいなことをやったら良いわけでしょう。コミュニティ・センターを作っても箱だけあっても機能しないでしょ。人が来て、食べたり飲んだりしながら、それも何かあるときに強制的に来るんじゃなくて、ふらっと入って来て、お茶を飲みながら話しをして、そこにコーディネーター的な人がいたら、来る人同士をつないで、地域で何か新しいことを生み出すことだってできるんですよ。今、北海道でコミュニティ・レストランがどんどん増えているんです。どうしてかと言うと、コミュニティ・レストランをやるための中間支援ができたからです。そうしたら、コミュニティ・レストランがどんどん増えている。中間支援が成り立っていないと、このような動きはできなかったと思いますね。

中島:北海道のコミュニティ・レストランを進めた中間支援はどのような組織ですか。

世古:北海道コミュニティ・レストラン研究会といます。中間支援を行うための財源は無いので、コミュニティ・レストランをやっている人がボランティアに関わっています。やはり、中間支援組織に、人件費が出せるしくみが必要です。協働のコーディネートをする人がワーキングプアにならずに食べていけることが必要ですよ。

高見:同感です。今回、世古さんとお話ができる機会をいただいて、協働を考える上で、まだまだ行政がお上であるという意識が残っていることを反省しました。このような意識を変えて行くことをまずすべきなんです。今はまだ、地域の中で生まれた多くのNPOがよちよち歩きの段階だから、こういう状態なんでしょうね。行政もまた変わろうとしているのだらうと思っています。私自身は、行政以外とのつながりを強めようとしています。NPOの枠内だけじゃなくて、もう少し広い範囲でいろんな仕組みをNPOも模索した方が良いなと思いました。NPOはNPOで独自にもう少し考えた上で、幅広いチャンネルを持っておかないと、行政と協働しようとしたときにも独自のものが無いということになりかねない。行政の作った枠の中でやっていたことで協働をやろうとしても対等にはなりえないんじゃないかと思いますね。NPOや行政のことだけでなく、もっといろんな勉強をしていかなければいけないと思いました。国の法律もそうなんですが、霞ヶ関の中で、行政の型もいろんなルールの中で闘っておられるんだらうと思いますが、既存の枠組みを自ら作り直して行かないといけないんだらうなと思いますね。既存の枠にとらわれない考え方が必要なのは、行政もNPOも中間支援組織もみんな同じです。

世古:そのとおりですね。いろいろつながりがどんどん必要になってきています。私は、これからはマスメディアとの協働が重要だと思っています。マスメディアを変えないとNPOの主張も広がらないし政府も自治体も変わらない。新聞を読まない人も増えていきますし、メディアの経営も苦しくなって質の低下が問題になっています。NPOとマスメディアが協働してマスメディアを再生する必要があります。NPOとマスメディアが協働することによって市民セクターを強化するための中間支援NPOを作ろうと思っています。

PROFILE

せこ かずほ
世古 一穂



金沢大学大学院人間社会環境研究科教授
特定非営利活動法人 NPO 研修・情報センター代表理事

京都生まれ。生活科学研究所主任研究員を経て、NPO法づくりのための「市民活動制度連絡会」の世話人として活動を続け、特定非営利活動促進法に尽力した。人材養成を専門とする、「NPO研修・情報センター」を1997年11月に開設。「協働コーディネーター」の養成に力をいれるとともにその職能化、社会化をライフワークとしている。2006年より金沢大学大学院人間社会環境研究科教授として公共政策、参加協働型の地域マネジメントの研究と学生の指導にあたる。

たかみ けいいち
高見 啓一



近江八幡市役所まちづくり支援課／中間支援アドバイザー

東京生まれ。2001年度より米原市役所(旧米原町)に5年間勤め、地域振興・公共交通・児童福祉などを歴任。市民との取り組みで近畿初方式の「乗合タクシー」を導入したほか、各種まちづくりの受賞歴も多数。地元の20代のメンバーとともに「子育て支援」のNPO法人を立ち上げて退官。2006年度より米原公民館の指定管理者となり異色の公民館運営で注目される。2009年度から現職。地域でNPO活動や協働の促進に尽力している。

なかじま えり
中島 恵理



環境省総合経済政策局環境教育推進室／民間活動支援室

京都生まれ、1995年環境庁入庁。1999年から2年間、英国に留学。英国やEUの環境法、環境政策、環境経済を学ぶかわら、持続可能な地域づくりの現地調査を行う。個人的には持続可能な地域づくりに関心を持ち、長野県富士見町で地域通貨、地元学の普及等の持続可能なまちづくりに関わっている。

(肩書きは2009年9月当時のもの)

協働の課題 法制度から見た

大久保 規子

大阪大学大学院法学研究科教授

協働とかわる法制度が増え、行政機関とNPOとの協働事例は今後も増え続けると考えられるが、法律を熟読し、使いこなしているNPOはまだ少ない。行政は法令によって動く組織であり、法制度の枠組みから逃れることはできない。法制度が協働の束縛となることもあれば、可能性を拓くこともある。法制度の活用とともに、協働にふさわしい法制度をつくる努力が市民に求められている。

進む協働の制度化と 希薄な権利保障

この10年、日本の協働法制はずいぶん整備された。環境・まちづくり分野では、意見書提出、公聴会、審議会といった伝統的な参加の手法に加え、①協議会、②協定、③提案制度のような、新たな仕組みが次々に法制化されている。また、「環境保全活動・環境教育推進法」が制定され、協働ということばが初めて法律用語として用いられた。このように、個別の仕組みの整備は進んでいるが、日本では、協働の基礎となる市民の権利保障という視点が希薄であり、そのための横断的な法律は存在しない。

これに対し、国際的な動きとして特筆すべきは、「オース条約」の採択である(1998年)。オース条約は、その正式名称を「環境問題における情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約」という。この条約は、①環境情報へのアクセス権、②環境に関する政策決定への参加権、③司法へのアクセス権という3つの権利を、NGOも含め、すべての市民に保障することを目的とする。

2008年6月、オース条約10周年を記念する締約国会議がラトビアで開かれた。市民参加のための条約というだけあって、締約国会議の運営もユニークである。参加者として、「政府」のほかに「市民」というカテゴリーが設けられ、登録さえすれば誰でも出席可能である。各国代表に混じって、専門性の高いNGOが次々に次期戦略や宣言文の修正を提案し、次第に案が練られていく。また、条約の遵守状況の検討にも市民が参加する仕組みとなっており、まさに協働で作成・実施・チェックされてきた条約といえる。現在、EUを中心に40カ国以上が加盟しているが、日本は未加盟である。

協議会の多様化と 複雑な問題構造

協働においては、多者協議・熟議が重要な役割を果たす。そのためのインターメディアリーな組織として活用されているのが法定協議会である。もっとも、協議会の目的は、民間の自主的取組みの推進(地球温暖化対策地域協議会等)、公共事業・サービスの実施(自然再生

協議会等)等さまざまであり、これらを一律に論じることは困難となりつつある。

例えば、従来の審議会的機能と施策の実施機能を併せ持つ協議会(温暖化対策実行計画協議会等)については、協議会の多角的構成について法定したり、構成員の公募制を設けるなど、公平な参加機会と民主性の確保がより強く求められる。これに対し、例えば、ボランティア有償運送の場合のように、関係者の協議が調った場合にのみNPOの参入が認められている分野では、既存の事業者団体等に協議への参加を求めることができるかという問題が生じている。協議に応じてもらえなければ協議会方式は機能不全に陥るが、協議を義務づければ、自主性の尊重という協働の基本理念に反することにもなりかねない。公共サービス等の重要課題について、協議が調わなければ放置するというだけでは行政の責任放棄ともなりかねないから、協議が調わない場合の措置を定めたり、そもそも協議会方式になじむ事項か否かを再検討すべき場合もあろう。さらに、エコツーリズム推進法のように、協議が調ったことを前提に利用規制を認める仕組みも存在する。今後、第三者にも影響を及ぼす事項について、いわば協議に基づく独自ルール形成がどこまで許されるかという問題が、クローズ・アップされる可能性もある。

契約方式の効用と限界

当事者の合意を基礎とする契約方式は、協働のための典型的な行為形式である。その内容は多様であるが、例えば、協働の目的、範囲、進め方等の協働ルールを定めるために活用されているのがパートナーシップ協定である。協働ルールについて事前に共通認識が形成されていない場合には、何度話し合いを重ねても結論を得ることができず、参加者が徒労感を味わうことになりかねない。協働の基本的ルールは法定することが望ましい場合もあるが、先駆的・試行的な協働の場合には、協定方式が適している。

プロフィール

大久保 規子(おおくぼ のりこ)

北海道出身。一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士(法学)、ドイツゲーセン大学法学修士。愛媛大学沿岸環境科学研究センター客員教授。最新の共著として「要説 環境法第4版」(有斐閣、2009年11月)。環境政策・訴訟の現場を歩き回り、協働法制と環境公益訴訟について研究している。

また、最近注目を集めているのが、提案型の協働事業契約である。公的課題の解決のためのさまざまな提案を公募し、公開のプレゼンと第三者機関の審査等を経て採否を決定する仕組みである。採否決定後に双方協議のもとで仕様書を作成したり、行政と提案団体による相互評価を行うなどの工夫が凝らされているが、行政と有償契約を締結する以上は、会計法、地方自治法等が適用される。例えば、現在の制度・運用では、随意契約が厳しく制限されているが、継続的な協働関係が形成され、その一環として行われる事業のために有償契約を締結するような場合には、競争入札方式の合理性は疑わしい。新たな立法措置により、協働事業を正面から法制化すべき時期に来ているといえる。

環境保全活動・ 環境教育推進法の展望

協働を法制化すると、かえって窮屈になるという声をしばしば聞く。しかし、例えば、情報公開法で開示請求権が保障される前後の状況を思い浮かべて欲しい。この法律により、行政の透明性は、格段に改善された。現在の制度が使いにくいとすれば、協働の基礎になる市民の権利を明確化しないまま、個別の制度の改善努力を積み重ねることの限界が露呈したといえる。その際、日本のNPOの関心自体が、委託事業や助成金等、主に行政からの財源確保に向けられてきたことも、権利保障の視点を希薄化させた一因であろう。

もっとも、消費者法分野を見ると、消費者基本法では「消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であること」が定められ、消費者団体訴訟も導入されている。この文言は、ほぼオース3原則(情報公開、参加および訴権の保障)に対応するものである。次のステップでは、環境保全活動・環境教育推進法を発展させるなどして、個別の制度を横断的な法律で支えることが重要であろう。

世田谷区「NPO提案型協働事業」

～行政提案型協働事業から、NPO提案型協働事業への転換～

光岡明子 世田谷NPO法人協議会 理事長

世田谷にNPO法人の中間支援団体が発足

2003年、東京都世田谷区内のNPO法人が集まり、情報の共有、人的・物的資源の交流を図り、連携・協働を進めるための枠組みの検討を始めました。翌2004年に34団体が集まり任意団体として「世田谷NPO法人連絡会」を立ち上げます。そして、2005年に「特定非営利活動法人世田谷NPO法人協議会(以下、協議会と略)」に改組し、中間支援団体として活動しています。

協議会が「まちづくりの拠点」としている「なかまちNPOセンター(以下、センターと略)」は、世田谷区の子職員寮だった建物を、区から借りています。私たちは区の「店子」として、年間240万円の借料を払っています。補助金などはいただいていません。

センターでは、立ち上げて間もないNPO(法人格の有無は問わない)への事務所貸し出しの他、会議やイベントに使える共有スペースの貸し出し、NPOからの相談対応、NPOや協働に関する研修や講座を行っています。

区の協働促進事業と課題

世田谷区は2002年度にNPOとの協働事業を始めました。途中で協働促進事業と名称が変わりました。NPOとの協働で実施できる事業を各部署から募り、パートナーを公募します。2002年度から2006年度までの5年間で区が採択した事業は24あります。

2007年度、協議会は協働促進事業の見直しを提案しました。それまでの協働促進事業は、区の予算からこぼれ落ち

てしまったものをNPOとの協働事業の枠で出してきたものには見えなかったのです。市民活動団体は、地域の中で実現したい目的を掲げ、活動を実施するために、人や資金を集めて活動しているのです。区の施策の中でこぼれたものをNPOがするだけではだめだろうと考えました。

協議会はこれまでの協働促進事業の課題を4つ抽出し、区の市民活動推進課と話し合いを設けました。4つの課題は以下のとおりです。

- 1 協働についての理解や仕組みがNPOと行政の間に構築されていない。
- 2 事業のサポートや評価がフィードバックされていない。
- 3 事業テーマが行政から与えられたものしかなく、限られたNPOしか参加できていない。
- 4 手続き上、事業開始が年度の途中となってしまう、成果を上げにくい。

NPO提案型協働事業へ

話し合いの結果「NPO提案型協働事業」が生まれました。NPOが区に対して事業を提案し、採択されたら実施するものです。2008年度分として43事業の応募がありましたが、予算は350万円に限られていたため、7事業9団体を採択しました。資金は区民などの寄付を原資とする世田谷区地域保健福祉等推進基金を活用しています。

2007年度までと異なる点は、事業の募集と選考の業務は中間支援団体である協議会に委ねられたこと、そして、もう一つの大きな変化は、中間支援組織が間に入って協働事業をする団体をサポートすることです。サポートと言っても、

世田谷区は、2002年度からNPOと区の協働事業を実施している。2007年度にはそれまでの5年間をふりかえり「行政提案型協働事業」から「NPO提案型協働事業」に転換した。NPOの中間支援組織と区所管課とが協働事務局として、市民の思いを行政との協働で実現しようという試みである。

実際に事業を手伝うのではなく、NPOからの相談対応と区の所管部署との話し合いが主な内容です。行政とNPOとの話し合いが協働のネックとなっていることが問題として浮かび上がっていたので、協議会のコーディネーターが話し合いの場を設けて、仕切ることにしました。第三者が入ることで、NPOと区の担当者とが互いに客観視できるようになり、コミュニケーションが促進されたとの手応えがあります。

協働の課題

このようにして、新しい形の協働事業が始まりましたが、まだまだたくさんの課題を抱えています。

まず、「協働」の概念が確立されていないことです。事業を進めていく中で協働という言葉のあいまいさが大きな問題として浮かび上がってきました。協働の最低条件は何か、何ができれば協働と言えるのか、共有されたものが無かったのです。協議会では、月に1回程度で協働研究会を開催しています。いろいろな人の話を聴く中で、行政側の意識ばかりでなく、NPO法人側の意識の低さも明らかになって来ました。区から場所やお金を提供してもらっているだけで「協働」だと思込んでいるNPO法人もあります。私たちNPO側も意識改革を進めていかないと、協働事業の成果をあげることは難しいのではないか、と思い始めています。

行政とNPOが協働するときには、常に目的を確認しておかなければならないということも出てきました。最初に設定した事業の目的が、半年くらいで変わっていくこともあるのです。第三者であるコーディネーターが介入して「目的はこれですよね。これを達成するために協働をしているんですね」と確認していかなければならない状況です。

協議会は区の市民活動推進課との協働によって協働事業の事務局業務を担い、採択された事業のサポートをしています。そのときに、協議会と区との協働の役割分担が問題になることがあります。協働事業ではありますが、全部の作業を区と協議会が一緒にやるわけではありません。区がやるべきこと、協議会がやるべきこと、一緒になって行うべきことの区分けが必要です。ところが、その区分けで合意できないことも往々にしてあるのです。粘り強く話し合いを続けて解決していかなければならない課題です。

環境に関わる協働事業

NPO提案型協働事業に応募してきた43団体の中で環境に関わる提案をしたのは15団体と、かなり高い比率です。採択された事業に限っても、7事業のうち4つが何らかの形で環境と関わり、そのうち2つは緑の保護を目的としています。

1つは、私有地に残された由緒ある樹木や湧水資源、大木・古木などの情報を収集整理して、マップにしたりプレートを設置したりする事業です。文化財に指定している樹木は、区がプレートを設置していますが、よほどの銘木でなければなりません。NPOにとっても、区との協働であることから、プレートを設置するときも樹木の所有者から了解を得やすいというメリットがあります。このような活動は、区が進めているフィールドミュージアム構想への市民参加を促す効果が期待されています。

世田谷区は東京都の中でも緑の保護に熱心な施策を行っています。トラスト系の大きな財団もあるのですが、区役所と大きな財団、それに草の根のNPOの3者がもっと連携できれば、緑保護はずっと進むのではないかと思います。

プロフィール

光岡 明子(みつおか あきこ)

1994年、23区南生活クラブ生協まちづくり担当理事として、福祉と環境政策を進める。
2000年、特定非営利活動法人せたがや福祉サポートセンター設立。
2004年、特定非営利活動法人世田谷NPO法人協議会設立。

NPOとの協働取組とその課題

内山真義 千葉県NPO活動推進課

近年、NPOと行政との協働による取組が進み、地域の課題解決に大きな役割を果たす一方で、様々な課題も浮かび上がってきている。全国の自治体を調査した結果から見えてきた課題、課題解決に向けた千葉県の取組を紹介していただいた。県のレベルでも世田谷区のような動きがほぼ同時期に生まれている点が興味深い。

進む取組・残る課題

NPO活動推進自治体ネットワーク(※1)に加入している全国221自治体を対象としたアンケート(2008年8月実施、回答数126)結果によると、協働事業提案制度(自治体がNPOからの提案を受け、検討・協議し、協働事業として実施する、協働を進めるための制度)を持っているのは54団体であり、32団体が導入の検討・模索をしている状況でした。制度を導入した結果、「行政のNPOや協働への理解が深まり、職員の意識改革が図られた」や「行政とNPOの相互理解や連携構築が進んだ」とする一方、「職員の協働(制度)への意識の低さや消極姿勢」や「NPOの提案力・事業遂行力の向上や育成」などが課題にあげられています。

千葉県の取組

千葉県は、県行政とNPOとの協働を全庁的に推進していくために、協働事業提案制度を平成15年度につくり、事業に取り組み始めました。地域の課題解決に向けて、県行政とNPOが協働することで、相乗効果が期待できる事業をNPOから公募し、採択された事業を翌年度に実施するという制度です。

この制度では、協働事業の提案に先立ち、県担当課とNPOとが意見交換を行い、課題や情報を共有します。提案後には、選考委員会の意見も踏まえ、県担当課とNPOが協議を行います。これらは、より良い事業とするための重要なプロセスです。なお、意見交換や協議がスムーズに進むよう協働経験者等が協働促進員として参加しています。

また、外部委員を含めた選考委員会、公開プレゼンテーションの実施、審査結果の点数化による公表など、採択手続きの透明性も確保しています。さらに、事業前、実施途中及び終了後に、双方によ

る評価も行います。

これまでに142件の提案があり、環境、福祉、まちづくり、子育て、教育など様々な分野の28事業が採択実施されています。事業開始から6年が経過し、これからは地域がより成果を実感できる協働事業を実施していくことが課題となっています。

詳しくは千葉県NPO情報ネット(<http://www.chiba-npo.jp/>)をご覧ください。

協働を進めるにあたって

協働とは、単なる役割分担ではなく、互いが共通の目的を持ち、企画立案から遂行まで協力して互いの特性を活かしながら新しいサービスを作り出すことです。協働はNPO支援ではありません。また、NPOは安価な行政の下請けではありません。

行政とNPOが、それぞれ独立した存在として、共通目的に取り組むために適切なパートナーシップを築くことで、相乗効果が見込まれ、課題解決に当たって有効な場合に協働を進めるのです。NPOとの協働は増やせばいいというものではないのです。

それぞれの地域の実情に合った協働を進めることが大切です。

協働を進めていくためには、NPO自身の当事者性や専門性が進むことや情報開示が必要ですが、行政側にも課題があります。「行政は、民間側に公共の主体があると思っていないことが問題だ。」という意見があります。行政も市民・NPO、企業などとともに公共を担う社会の一員であるという認識は今後重要になると思います。

NPO活動推進自治体ネットワーク内の「協働を進めるための行政職員の意識改革研究会」では、全国各地の様々なNPOや自治体の協力を得て『協働の時代に相応しい職員像』を検討し、昨年11月に『NPOと協働する行政職員の8つの姿勢』としてまとめました。8つの姿勢は、これからの時代の行政職員にはこうあって欲しいという、標準的な姿勢を描いたものです。皆さんの参考になれば幸いです。

詳しくはネットワークのHP(<http://www.mienpo.net/jichitainet/>)をご覧ください。

NPOと協働する行政職員の8つの姿勢

- 1 公共は「官」だけが担うのではなく、NPOや企業など様々な主体と共に担う意識を持つこと
- 2 協働とは特別なことではなく、チャレンジであり、失敗を恐れない意識を持つこと
- 3 ニーズは現場に足を運び、当事者の生の声に耳を傾けてこそわかるという意識を持つこと
- 4 協働相手とは対等である。本音で語り合えてこそ、協働であるという意識を持つこと
- 5 協働の現場では、自らの責務として率先して行政内部で連携し相乗効果を得ること
- 6 協働には十分なコミュニケーションが必要であり、共感するには時間がかかるという意識を持つこと
- 7 情報は市民のものであり、市民のために活用してこそ価値がある
- 8 協働できない理由を探すのではなく、受益者のためにどうしたら実現できるのかを考えること

※1:NPO施策について、情報交換・共有、研究する場として、17年11月に発足し、21年10月末現在229自治体(40道府県、189市区町村)が参加している。千葉県が事務局。

豊中市における 市民協働の発展

廣田 学
特定非営利活動法人とよなか市民環境会議アジェンダ21
事務局長

大阪府豊中市における協働の取り組みを『つな環』第4号(2004年3月発行)で紹介された。6年が経過した現在の豊中市における市民組織と行政の協働について紹介する。

これまでの経過

市民、事業者、行政のパートナーシップ組織として、約150の構成団体により1996年に発足した「とよなか市民環境会議」(会長は豊中市長)は、1999年に「豊中アジェンダ21(地球環境を守るとよなか市民行動計画)」を策定した。その後、「とよなか市民環境会議」のワーキンググループに参加した市民が中心となって現在の当団体へと自立し、2003年にNPO法人格を取得。また、101項目の行動計画であった「豊中アジェンダ21」は、2005年に88項目の行動計画へと改定した。

現在の当団体でも協働による「豊中アジェンダ21」の推進を目的に、4つの部会と4つのプロジェクト、および全体活動により実施している。特に活動の大半は市民のボランティアによって支えられている。

協働のもとの役割分担

NPO法人化は、地方自治法により市長が会長の組織への費用支出が困難なことを理由に、行政が自立の提案をしたことが契機となった。当初、協働の形骸化に不安を抱いた市民は自立に反対。これに対して、行政からは「活動に必要な“ヒト”“モノ”“カネ”のうち、“モノ”“カネ”についてこれまでどおり協力するので、“ヒト”の部分について、市民も一緒に協力してほしい」という説明があり、市民もそれを受け入れることとなった。

こうした流れを踏まえ、現在では「豊中アジェンダ21」の推進費用を行政が負担していること、「環境情報サロン」を設置して市民の協働の場を提供していることなどで、“モノ”“カネ”が確保されるとともに、各部会・プロジェクトの定例会

ごとに行政の担当部署から職員が参画することで、基本的には現在も協働の体制を維持・継続している。

なお、行政から継続した費用負担を可能にするため、豊中市と当団体では2005年に協定書を締結した。この協定書に基づく「豊中アジェンダ21」の推進に関する活動について、別途契約書を交わすことはなく、事業計画書や事業報告書は当団体の総会資料をもってこれに代えている。協定書とは別に、市から事業を受託する際は、委託契約書を交わしている。



2009年3月現在

現在の協働の取り組み例

大きな枠組みとして前述のような“モノ”“カネ”の話もあるが、当団体のいろんな活動においても、行政との協働により成り立っている。例えば、下記のような取り組みがある。

■全体活動「とよなか市民環境展」

2004年に内容を大きくリニューアルし、12月の金曜・土曜に2日間開催。金曜は小学生の団体来場による環境学習の場とするともに、企画展・体験コーナー・飲食コーナーなどを充実させて、2日間で50団体が出展、3,000人以上が参加。当団体が主催、行政が共催。一緒に事務局を担い、準備段階から役割分担して運営。



■事業部会「機密書類リサイクル事業」

事業者が廃棄する機密書類を回収し、一括して製紙業者に持ちこんで古紙にリサイクルする事業。1kgあたり10円を回収し、当団体が計量証明書・溶解証明書を発行。事業者の提案・意見・参加を受けて事業化し、行政が新たな事業者への呼びかけや計量場所の提供、当日の実施協力をするなど、まさに3者協働の事業となっている。



■地球温暖化対策プロジェクト 「市民向け地球温暖化対策推進モデル事業」

2020年までに1990年比で-20%の温室効果ガスを削減するため、2008年に豊中市が提案公募型委託事業として公募した事業を当団体が受託。省エネ相談会の実施、省エネマイスターの研修とマイスターによる省エネ診断の実施、それらの取り組みに参加した市民に配布するエコポイントチケット「とよか」の配布など。提案公募型委託事業の性質により、仕様書の作成から事業の実施に至るまで、市民と行政が役割分担と意見交換に基づいて取り組む。

現在の課題

当団体の設立当初から比べ、取り組みが多様化してきた一方、一定期間が経過したことにより様々な課題もある。

豊中全体の課題として、豊中は先進的と市外各地で紹介・評価される一方、市内の市民に十分に普及できたとはまだ言えない。また、普及啓発の活動も多く、数値などで具体的な成果を挙げられる内容も少ない。

市民側の課題として、会員の高齢化や固定化がある。それに伴って部会・プロジェクトごとに活動量・回数が大きく異なっていたり、同じ内容を毎年繰り返すだけでマンネリ化した活動もある。そのため、「豊中アジェンダ21」の行動計画を推進し市民へ普及するとか、行政と協働するといった以前のレベルに課題を抱えていることがある。

行政側の課題として一番大きいのは市職員の異動。新たに異動してきて各部会の担当となった市職員の中には、協働や市民活動への考え方が異なるために、部会活動との連携の場面に影響が出たこともある。また、設立当初から自立化への議論の頃までは、市職員にも一緒に作ってきたという“思い”があるのに対し、現在の形に安定してから異動してきた市職員には、“思い”そのものが生まれにくいという実情がある。

これからの発展に向けて

現在、「豊中アジェンダ21」は10年が経過したことから、これと理念や目標を共有する「豊中市環境基本計画」とともに、第2次の策定が進められている。当時と現在の関係者は異なっても、第2次でも理念や目標を共有していくなど、これまでの関係と同じように位置づけていくことが、発展に向けた最低限の条件である。

また、当団体の活動の多くがボランティアによって支えられているということは、活動もボランティアの興味関心に左右される部分がある。その結果、行政が市民を巻き込みたい、反対に市民が行政を巻き込みたいという案件があったとき、相互にそれに応じて協働が叶うとは限らない。市民活動のプラットフォームを掲げる当団体としては、行政からの委託事業であっても、市民の意向を活かしながら、市民の主体的な参加による協働の場としていかなければいけない。

これまでもこうした取り組み方を行ってきたが、前述のような課題もあり、うまくいかなかったことも多い。しかし、これからの発展に向けては、現在の協働のあり方を維持しながら、新たな市民を巻き込みつつ、市民の意向を活かしながら、粘り強く取り組んでいくしかないと思う。その中で、試行錯誤しながらもより良い協働のあり方を見つけ、いかに仕組みとして構築できるか。一朝一夕に期待するのではなく、長期的な視点を持って取り組んでいきたい。



事業仕分けは協働促進のツールとなり得るか?

～埼玉県和光市の事業仕分けを傍聴して～

川村 研治 地球環境パートナーシッププラザ

2009年11月、国の「事業仕分け」が行われた。国の事業仕分けでは、仕分け人と官僚との派手な応酬に耳目が集まり、判定結果が注目された。しかし、事業仕分けは公共サービス提供のあり方を見直し、官と民の役割分担を確認することに意義がある。2009年10月に埼玉県和光市で行われた事業仕分けを傍聴した経験から、協働を促進する制度という観点から「事業仕分け」を考える。

45事業を2日間で仕分け

埼玉県和光市では、市長がマニフェストに事業仕分けの実施を掲げて当選したことから実現。10月17日(土)～18日(日)の2日間で俎上に載った45事業は、市民生活と関わり深いものを市が選んだという。選定時に考慮したポイントが和光市のホームページで公開(※1)されており「ア」市民のためになるか、自立を阻まないか、受益者負担の観点から適正か。「ウ」民間サービスと重なり、行政の責任や役割がはっきりしなくなっていないか。」があげられている。

仕分けの方法や手順は自治体により様々なパターンがあり、試行錯誤と改善を積み重ねているというが、和光市では以下のように実施された。

45の事業は、15ずつ3班が分担し、2日間で仕分けをした。1班は5人の仕分け人と1人のコーディネーターで構成される。仕分け人のうち2人は市内在住・在

勤者から公募で選んだ市民。残り3人の仕分け人とコーディネーターは、非営利のシンクタンク「構想日本」(※2)のボランティアである。構想日本は原則としてスタッフと外部仕分け人の交通費、宿泊費などの実費のみで仕分けに協力している。

仕分けは1事業につき30分。市の担当職員による5分間の説明に次いで20分間の質疑を行い、多数決で6つの選択肢から1つを選ぶ。同数の場合はコーディネーターが決する。最後に、各仕分け人がコメントを記入して終わる。1件の仕分けが終わるごとに廊下に結果が速報される。全事業の仕分けが終わった後、全体会として結果のレビューと仕分け人による講評がある。和光市では、表のような結果となった。

不要	12事業
民間	1事業
国・県・広域	3事業
民間委託	2事業
要改善	25事業
現行どおり	3事業

公開された場が議論を広げ活性化

最初、1事業が30分の議論の後、外部の人が多数を占める多数決でどんどん仕分けられていく様子に戸惑った。少し乱暴ではないかと思ったからだ。5分間で事業の目的、目標、成果、今後の課題などを説明する市の職員にとっては苛烈な試練である。プレゼンテーション能力が決定に大きく影響するのではないかと疑問も持った。また、仕分け人には他の自治体の職員や首長経験者が多く、行政の内部事情に精通していることから「武士の情け」で質問が甘くなるのでは無いかとの懸念も持った。

しかし、1日の傍聴を終えた後、そのような戸惑い、疑問、懸念はほとんど消えた。仕分けの結果は直接的に予算案に反映されるものでない。決定を踏まえて予算案が編成され、議会でさらに議論されて行くことを考えれば多様な視点からさまざまな意見が出されることが重要であり、多数決の結果を踏まえて議会の場で再度、ほんとうに予算が必要かどうかを考える機会がある。少子高齢化が進む社会の中で行政の規模縮小か転換が不可避であるとするれば、痛みを伴う判断を誰かがしなければならぬ。事業仕分けは、利害関係の無い第三者が、公開の場で判定していくことで透明性と説明責任を担保する手法となりうるだろう。

また、それぞれの事業が「必要」か「不要」か、でなく「必要であるとすれば誰が実施すべきか」を判断されたことが重要であった。財政規模縮小の結果「小さな政府」を指向する流れが強まり、本来行政が行うべき事業まで切り捨てられかねない。そのような中「協働」という名の下にNPOやボランティアが安上がりな行政手段として下請け化する危険が高まっている。事業仕分けは、行政の責務として実施しなければならない事業を明示する機会であり、事業目的のために、どのような主体が関わるべきかを考える場ととらえることもできよう。

仕分け人は事前に資料を読み込んで、矢継ぎ早に質問を浴びせかけ、事業の抱える問題点を指摘していた。緊張感のあるやりとりが続き「この事業はなぜ必要なのかわからない」と言った質問を投げかけられた市の職員が絶句する場面も見た。既に意義が失われて

いる事業、経費に対する効率性や効果が検証されていない事業が明らかにされる。

このような緊迫した議論は、公開で仕分けが行われ、多くの傍聴者の目にさらされることによる効果であろう。傍聴は原則として自由であり、進行の妨げにならない限りいつでも出入りできる。これは、構想日本が事業仕分けを行う場合、一貫した方針であるという。和光市では、2日間で延べ330人の傍聴者があり、市民の関心の高さがうかがわれた。1つの事業仕分けが終わるごとに、それぞれの関心のある事業仕分けの会場へと移動する人も少なくない。

仕分けの結果を速報するポスターの周りには、常時人の輪ができていた。市の職員もいれば一般の市民もいる。それぞれが関心のある事業について語り合い、議論が巻き起こる光景もいたるところで見られた。仕分けのプロセスとその結果を公開することによって議論の場が活性化し、広がって行く。非公式ではあるが、市民同士で、または市民と行政の職員が一つの事業の仕分け結果に対して、意見を交わし合う様子は市民参加や協働の原点を見たように思った。

協働と事業仕分け

事業仕分けは、協働を進める仕組みとして用いる可能性もあるのではないかと関心から傍聴をしたが、その点について言えば限界が見えてきた。和光市の仕分け結果に、「民間委託」あるいは「民間で実施」の選択肢はあるが「行政と民間との協働」は無かった。仕分けられた事業の中には、民間団体との協働がふさわしいものも少なからずあるはずだが、その判断は極めて難しい。ある自治体でNPOとの協働が成功した事業であっても、別の自治体で同じように成功するとは限らない。全国一律の基準を用いることはできないのだ。

その地域のNPOや市民活動に詳しい者が多数加わることによって「NPOとの協働」の判定ができるかもしれない。事業仕分けを経験した自治体の中には、外部評価者を加えないで実施する事例も生まれている。事業仕分けの方法や選択肢を工夫することで、協働を進める仕組みとして活かされる可能性があるのではないだろうか。

※1:和光市「事業仕分けのホームページ」 http://www.city.wako.lg.jp/home/busho/_5684/_5699/gyo_50_1/jigyoshiwake21.html
 ※2:構想日本 <http://www.kosonippon.org/>

協働にふさわしい契約とは？

～横浜市で協働の仕組みを提言するフォーラムを開催～

川村研治 地球環境パートナーシッププラザ

2009年10月15日、横浜市開港記念館においてフォーラム「協働契約のあり方を考える」が開催された。定員110人の会議室はほぼ満席。政府・自治体とNPOが関係を築くとき幾つかの形態があるが、「協働」に適した仕組みではないと感じる人が多く、苦勞していることがうかがわれる。どのような問題が指摘され、どのような仕組みが提案されたのだろうか。

何が問題か？ ～協働になじまない現在の制度～

行政は今、増え続ける公共サービスのニーズへの対応と財政のスリム化の両立という難題をつきつけられている。市民活動団体と行政組織が互いの強みを生かし合うことで、質の高い公共サービスを提供する切り札として「協働」が期待されている。しかし、現行の契約制度では、NPOの強みが活かされないばかりか、むしろNPOの力をそいでしまう可能性がある。

行政が民間団体に対して資金を提供する場合、委託契約か補助金のどちらかの形をとることが多い(※1)。委託契約では、発注者である政府・自治体の担当部署が業務内容を記した仕様書を作成し、受注者に指示する。業務によって得られる成果は知的所有権も含めて発注者に帰属する。そして、業務の責任は発注者である行政が負わなければならない。委託契約とは、行政が民間の団体からサービスを購入するものであり、市民活動団体は発注者の望む成果をあげることが求められるのである。一方補助金は、NPOが自身で実施する事業に行政が資金を提供するものであり、主体性はNPOにある。

補助金のようにNPO等が主導権を持ち、行政組織が資金を提供する形態(図のB)があっても良いし、委託のように行政組織に主体性があり、NPO等がサービスを提供する形

(図のD)があっても良い。しかし、図のCに対応する領域、すなわち行政組織とNPO等が委託-受託の関係を越え、業務の共同実施者として公共サービスを生み出す枠組みにふさわしい法制度が無いことがボトルネックとなり、協働を阻害している事例が多い。

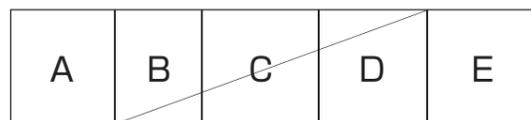
改善のために ～2つのアプローチ～

これまで、多くの人たちが現行法制度の限界を感じ、理想的な「協働」を実現しようと努力してきた。これまでの改善の方向性は、大きく2つに分類できる。

第一に、これまでの委託・補助の枠組みを踏襲しつつ、「協定書」、「指針」、「マニュアル」などを付加することによって「協働」の理念に近づけようとするものである。法令の改正が必須ではないため実現可能性が高く、実務的な利点がある。「行政組織は広く市民のニーズに応えなければならない存在であるが、NPOは多様な価値観の限られた一部を体現する組織であるから、公共サービスにおいては、意思決定の権限は選挙を経た議会にあり、行政が執行するのが当然である。それ以外の組織は補完的な役割に留まるべきだ」との考え方が理論的な後ろ盾となる。

それに対して、委託や補助の枠組みとは別に「協働契約」という新たな制度を提案する動きがある。補助金や委託

図



- A：市民が主体的に活動を行う領域。
- B：市民が主体となり、行政が支援する形で協働する領域。
- C：行政と市民とが対等な責任で協働する領域。
- D：行政が主体となり、市民が支援する形で協働する領域。
- E：行政が主体的に活動をする領域。

出典：山岡義典「時代が動く時—社会の変革とNPOの可能性」(ぎょうせい)より作成

※1: 一般に言う「委託」は、民法上「請負」または「委任・準委任」のいずれかに分類される。前者は業務の成果が求められ、実費精算を行わない。後者は事務事業の実施・継続が目的となり、実施後の実費精算が行われる。業務の性質によって使い分けが必要であるが、予算の枠など業務の性質以外の条件で分けられることもあり、その点も問題である。また、指定管理者制度は委託とも補助とも異なり、様々な可能性と問題点を含むが、実質的には委託と変わらないことも多い。

契約に「協定書」などを加えたにせよ、基本的な法制度が変わらない限り、実効が担保されないのではないかと、この危惧を持つからである。また「市民活動団体の特長である柔軟性や先駆性は、行政主導の枠組みでは活かされない」、「NPOも幅広い市民の共感が無ければ成り立たない組織体であり、間接民主主義を補完する原理として協働の意義がある」との考え方を背景としている。

「協働契約」の具体像を模索する 横浜の研究

10月15日に公表された、横浜市「協働契約のあり方を考える研究会」(※2)の研究成果は、後者の考え方、すなわち、委託や補助とは違う「協働契約」の制度と協働の実効を高めるための仕組みとモデルとなる契約書類を提案している。最初は、現在の制度の中での修正を目指したが、その方法ではどうしても協働にはなりにくかったのだという。

紙面の都合で、全ての内容を紹介できないため、要点のみ述べる。協働契約を結ぶには「契約書」と「合意書」、「役割分担表」の3点セットが必要であり、同時に、協働相手の選考や評価方法を改善しなければ効力は十分に発揮できない。研究内容や契約書、合意書、役割分担表のひな形を詳細に記した『対等なパートナーシップに基づく「協働契約」のあり方研究報告書』は印刷費実費で頒布されているので、関心のある方は入手できる(※3)。

協働契約のこれから

ここで提案された「協働契約」の実現のために、今後どのような取り組みが必要だろうか。結論としては、今の法制度の中でもかなりの部分までは実現できるらしい。実際に、

※2: 横浜市が設置する「政策の創造と協働のための横浜会議」で採択された研究テーマに取り組む協働型の政策研究グループ。詳しくは、横浜市のホームページを参照。
<http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/seisaku/yokohamakaigi/home/>

※3: 申込先: 研究会事務局代行 NPO法人びーのびーの
Fax045-540-7421または、e-mail admin@bi-no.org宛に、氏名、住所、電話・fax、所属を記入の上、800円/冊(送料込み)を振込む。
ゆうちょ銀行の口座(0026-5-44911) びーのびーの)に振込が確認され次第発送。



協働契約のあり方の研究報告書が実費で入手できる。入手方法は脚注を参照。

この研究会のメンバーである子育て支援団体は、横浜市からの業務委託を提案にあるような形に変えるための試みを継続している。

一方、前例と横並びが重視される行政機構を動かすには契約規則の改正、条例化、さらには地方自治法の改正が重要との意見もある。横浜会議としては最終報告会をもって区切りをつけたが、この成果をもとに、さらなる検討と改善が続けられなければならない。それが市民セクター全体に課せられた課題である。

協働契約の3つの書類

1) 契約書

これまでの契約書と異なるのは、「甲乙の関係=発注者と受注者の関係」でなく、責任と権限を双方が対等に担うという理念を言葉で表す必要がある。従来の委託契約の中でNPO等は、行政組織に対して権限を渡すと同時に、責任を委ねていたが、両者が対等の関係のもとに共同で業務を行う以上、うまく行かなかった場合の責任、資金の使途や事業の成果に関する説明責任、情報開示義務などの責任と義務が発生する。

2) 合意書

内容は、現行の委託契約で用いる仕様書と大きく変わるものではないが、仕様書とは異なり、双方の合意のもとでの取り決めた業務内容を確認する書面という性格を強調するため「合意書」とする。

3) 役割分担表

業務を実施することによってめざす姿、評価のための視点、めざす姿の実現に向けて、NPOと行政の行動計画を細かな事業項目ごとに分けた書類。一つひとつ合意を経ながら作成することに意義があり、双方を拘束するものではないとされている。

市民の力で「開かれた政府」をつくらう

三木由希子 特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス理事

2010年2月16日、衆議院第二議員会館で「開かれた政府」をつくる市民集会が開催された。主催は開かれた政府をつくる市民ネットワーク準備会。この会が何を目指して、どのような取り組みを進めていくのか伺った。

●●● 政府が開かれていないと ●●● 政府のガバナンスは変わらない

私たちは、情報公開制度をつくるための活動をしてきました。情報公開法を使いやすく改正することが大きな課題です。ただ、情報公開制度だけでは不十分と考えています。政府を市民に開いて行くことが重要な問題です。情報公開制度には、技術的な課題がたくさんありますが、法律の細部を変えても、政府自体が開かれないという問題は解決しません。

「開かれた政府」は情報公開だけの問題ではないのです。ほんとうの意味での市民参加が必要です。市民が政府に対して何らかの関与なり参加がないと「開かれた政府」にはなりません。昨年、衆議院選挙によって政権交代が起こりました。NPOや市民との距離が旧政権とはだいぶ違うと多くの人が実感していると思います。けれど、政府が開かれないまま、多くの人が政府に関わろうとすると「どの議員と親しいか」などの基準で取捨選択されます。あるいは、プレイヤーが代わるだけで、政治と市民の関係は従来と同じという構造になりがちです。それでは、政権が交代しても政府の体質は変わりません。オープンな議論のもとで市民が参加し、政府と協働していくことが重要です。

市民参加は、市民参加手続きを整備するだけでなく、政府の意思決定にいろいろな形で参画して行くことが大事です。場合によっては訴訟や不服申し立てなどを使って政府に対して異議を唱えることも参加の形です。市民の権利を保障する仕組みがなければなりません。

●●● 単発の象徴的な公開から、 ●●● 制度的裏付けのある公開へ

「事業仕分け」を見て、たくさんの方が新しい時代が始まったと感じたと思います。ただし、政府全体の公開の度合いを上げるには、事業仕分けだけではなく、政府全体が変わるような仕組みを作っていないと部分的なものにとどまってしまう。次のステップとして制度的裏付けをもった公開を求めて行かなければなりません。

今後も政権に交代が起こるかもしれません。制度的裏付けのある公開制度をつくっておかなければ、過去のものとして葬られてしまうかもしれません。制度的裏付けをつくって、きちんと権利を保障しておくことが必要です。

●●● 行政を開くだけでなく、 ●●● 司法、立法を開く

開かれた政府の実現は、行政だけでなく司法と立法にも課題があります。司法と立法に関しては、市民の権利保障としての情報公開の仕組みがありません。衆議院には衆議院の行政文書の情報公開の規定を定めています。裁判所については、最高裁判所の事務総長通達で情報公開の仕組みがありますが、法律にはなっていません。

請願制度によって立法に参加する仕組みもありますが、実質的な参加を担保するものではありません。裁判員制度によって司法への市民参加の制度が開きましたが、司法全体に対して市民がかかわる手がかりがありません。行政だけでなく、司法・立法も市民に開いていかなければ

ならないと考えています。

●●● 政策形成過程の公開をどうするか

マニフェストで政権交代が実現しましたが、マニフェストが市民に開かれたプロセスを経てつくられているかというところ、良くわからないところがあります。どうやったら市民の声をマニフェストに取り込んで行けるか、どうやって市民がその経過を見ていくかが重要です。政治主導が進む中で、政治の透明性がどう高められて行くかについても関心を持って見ていかなければなりません。

●●● 「開かれた政府」の重要性を共有する

「開かれた政府」の実現は、私たちのように情報公開に関心を持つ人だけでなく、全ての人にかかわってくる問題です。政府が市民に開かれていないために起こっている問題はいろいろな分野にかかわる個人や団体が突き当たっている壁です。さまざまな場面で起きている「困ったこと」を共有したいと思います。そして、どのようにしたらその壁

を取り払えるだろうかと考えたいのです。何をどう変えれば、壁が低くなるのか、課題を共有しながら形を作って行きたいと考えています。

●●● 課題を明らかにして仕組みを提案する

ある程度、課題が共有された段階でリスト化し、整理します。そして、一般ルールと個別課題についての議論を始めたいと思っています。行政訴訟を例にすると、環境分野の人が考える「行政訴訟はこうあって欲しい」という形と、私たちが考える行政訴訟のあり方では、重なる部分もありますが、違うところもあります。行政訴訟の仕組みを考えるには、他分野の人が個別の悩みを持ち寄る必要があります。今後は、一般ルールと個別課題ごとの勉強会を重ねながら、わかりやすい情報発信をしていきます。

市民が提案する場、議論する場を設定しながら進めて行きたいと考えています。2月16日に開催した「開かれた政府」をつくる市民集会のような集まりを、これからも続けて行く予定です。(談)

環境政策づくりに向けたNGOと議員の連携が始まる

2009年9月に政権が交代して以来、与党はNPOとの連携を強めようとしている。NPO側からのアプローチも急速に進んでいる。2010年3月には、環境政策を議員と環境団体がともにつくる動きが生まれた。

3月2日、生物多様性保全や地球温暖化問題に取り組む環境団体が「環境NGO政策ネットワーク」を設立した。翌日、「環境政策をNGOとともに進める議員連盟」の設立総会が開催された。衆参の民主党議員46人が会員として名を連ね、今後は超党派の動きを目指しているという。この団体は地域で活動する環境市民団体等から「現場での課題」を集め、多くの団体との協議による政策づくりに取り組み、制度的課題を整理し、立法、予算、行政施策への反映をめざす。さらに、そのような活動を踏まえて、課題ごとに政府、担当省庁への政策提言を行っていくという。

議員連盟には「環境NGO政策ネットワーク」のメンバーから4人が「アドバイザー」として加わり、両者の連携が環境政策策定プロセスへの市民参加を進めることが期待される。



議員連盟設立総会で講演するジョグラフィック生物多様性条約事務局局長

2007～2010 地球環境パートナーシッププラザ 環境パートナーシップ創造に 向けた3年のあゆみ

須藤美智子 地球環境パートナーシッププラザ

地球環境パートナーシッププラザ(以下「プラザ」と略)は、2007年4月に、「市民力の創出」を掲げ、長期目標“NEXT10”を公表した。プラザの考える「市民力」とは、社会に潜む問題に気付き、関係者とコミュニケーションを図り、合意形成しながら、自発的・主体的に行動する態度・能力をいう。市民力の担い手は個人やNPOだけでなく、企業や行政機関に属する人にも当てはまる。あらゆる組織に関わる人に市民力がつくことが、持続可能な社会をつくる。3年間の中期目標として「協創のステージ」を掲げた。多くのステークホルダーをつなぎ、協働の場(プラットフォーム)を生み出すことを指している。ここで生まれた協働の場から市民力を持った人が育つ。プラザを環境パートナーシップの生まれる場所にすることを目指して活動した3年間を振り返り、中期目標について、「仕組みづくり」「人づくり」「情報共有のデザイン」の視点から、成果と課題を検証した。

政策への市民参加 G8からCOP10へ

2007～2008年、「G8サミットNGOフォーラム・環境ユニット」の事務局を、プラザの運営団体である環境パートナーシップ会議(EPC)が担い、環境NGOのネットワークづくりと提言のとりまとめを担った。環境、貧困・開発、人権など異なる分野のNGOによる提言づくりに力を尽くした。プラザは、NGOフォーラムと政府、企業、市民とのつなぎ役として、全国のEPOと協力し、政府とNGOの対話の場づくりや、各地での勉強会、広報活動を通しての啓発活動などを行った。

2009年は、G8サミットNGOフォーラムの経験を生かし、2010年の生物多様性条約(CBD)の第10回締約国会議(COP10)にむけた「生物多様性条約市民ネットワーク(CBD市民ネット)」の動きへとつなげている。年間を通して生物多様性に関する国際条約、国内法、地方条例と、グローバルからローカルまでの政策勉強会を連続開催し、NPO、企業、研究者、政策立案者である行政職員との対話の場をつくった。また、環境省の環境政策提言募集事業の優秀提言のフォローアップとして、一年かけて生物多様性に係る政策研究会による検討を継続した。ここで生まれた成果は、生物多様性条約COP10においてNPOからの政策提言として発信し、日本の市民の政策提言として反映されることが期待される。

持続可能な地域づくりから 環境ソーシャルビジネス支援へ

2008年度の環境省事業「イノバティブコミュニティ形成調査事業」から発展した2009年度の「持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業中間支援スキーム事業」では、環境NPOの経済的自立やガバナンスの強化が、地域を持続可能にさせる新しい枠組みを形成するという観点から、環境NPOによるソーシャルビジネスの事業計画策定、およびモデル実証の支援を北海道・関東・近畿・四国に設置された環境パートナーシップオフィス(EPO)とともにに行った。ソーシャルビジネスは、ビジネスが成り立つことと、地域の環境課題を解決することを同時に目指す。効率だけでなく、地域の多くの主体との合意形成を丁寧にするという高いハードルを越えなければならない。

この事業は、それぞれのEPOが情報提供やつなぎ役を担うだけでなく、団体と伴走し、案件固有の課題や解決策を見極め、適切な時期に適切な支援をするコーディネートが必要とした。各EPO、プラザ、専門家、実践者、環境省、他省庁などと連携したプラットフォームを形成し、そのプラットフォームでモデル事業を支援し、モデルを他地域に波及させる仕組みを試行した。2009年度は、このプラットフォームを形成することに力を尽くし、2010年度以降につなげた。

2007	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
持続可能な地域づくり		5/22 生物多様性の日シンポジウム		8/2 JICA研修受け入れ		9/27 水俣病問題 ステークホルダー会議	10/30 水俣病問題ステークホルダー会議	11/23 水俣病問題 ステークホルダー会議		1/25 地域みんなで 作る街の畑	2/10 障がい者×近郊農業=地域づくり 2/20 協働型資金調達手法に関するWS	2/28 協働・合意 形成ツールに 関するWS	3/6 自立的な活動形態・活動モデルに関するWS 3/19 国内外地域づくりの協創円卓会議 3/22 コミュニティ・ガーデン現地見学会
みんなでつくる環境政策 意見交換会 研究会 G8NGOフォーラム支援					8/23 地球温暖化			11/22 地球温暖化	12/8 生物多様性	1/8 政策づくりWS 1/17 ESD&パートナーシップ		3/6 循環型社会づくり	
NPOと企業の連携				7/10 外食産業のCSR				11/9 10年後の住まい			2/26 地球温暖化と漁業資源の将来 3/21 ISO26000勉強会		
情報共有とコミュニケーション 出張NPO・ボラセン 主催展示(その他外部企画9件)	4/21-22 アースデイ東京	5/21 環境パートナーシップ研修	6/2-3 エコライフ・フェア	7/7 環境 ボランティア見本市 7/27 「つな環」第10号特集「地域づくり」	8/30 社会教育施設を使いこなす		10/2 金融機関と中間支援組織		12/8 エコ246 12/2-22 ボランティア・ウィーク 12/11-12 NGO活動紹介	12/8 環境NGOの集い 12/10-14 環境パートナーシップ研修		3/17 洞爺湖サミットに向けた市民の動き	
全国EPO コミュニティファンド支援							10/23-24 全国EPO連絡会		12/18 関東助成金セミナー 1/8 関東助成金セミナー		2/2 関東つながり会議		
運営委員会		5/24 運営委員会	6/6 運営委員会			9/28 運営委員会				1/22 運営委員会			

CSRからSRへ 先駆的なテーマの抽出

2010年に発行予定の「組織の社会的責任ガイドライン規格(ISO26000)」を機に、企業の社会的責任(CSR)から、NPOを含むあらゆる組織の社会的責任(SR)という概念が生まれつつある。そのような状況をふまえ「社会的責任向上のためのNPO/NGOネットワーク(NNネット)」に協力し、本誌『つな環』での情報発信や、場の提供などを行った。2009年は、社会福祉協議会のフォーラム内でも勉強会を開催し、福祉分野にもアプローチした。また、NNネットと連携し、日本が目指す安心安全で持続可能な社会に向けた重点課題について、多セクターによる円卓会議に協力した。

大学と共同で環境配慮商品開担当への調査と円卓会議、コーズ・リレーテッド・マーケティング(CRM)の事例を学ぶ講座への協力など、環境配慮商品開発、SR、CRM、G8、CBD、エシカル・ファッション(環境や人権などに配慮した衣類)といった、先進的なテーマを取り上げた。

先駆的なテーマだけでなく、公式発表から50年を迎えた水俣病に改めて焦点を当て、関係組織のプラットフォームをつくり、地域再生の歴史を展示や資料、イベントの協働開催で発信。東京の情報拠点としての役割を果たした。

全国EPOネットワーク

2007年に全国に8か所が出揃った環境パートナーシップオフィス・ネットワーク(全国EPOネットワーク)は、情報共有だけでなく、事業での連携を行った。全国に支社・支店のある企業や社会福祉協議会と連携した社員教育事業「日本全国環境ボランティアの旅」、「持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業中間支援スキーム事業」、G8サミットでの各地の勉強会の開催など、現場に接したEPOのきめ細かな情報収集と、情報発信力のある東京にあるプラザの連携ネットワークによって、相乗効果を発揮した。全国EPOネットワークは、次の3年に向けて、共通ビジョンを策定している。地域のNPOがそれぞれの地方EPOを運営し、地域固有の環境課題解決に当たると同時に、全国に展開するネットワークとしての機能を併せ持つユニークな特長を生かした新たな段階の入り口に立っている。



「スピンアウト」と「プラットフォーム」

各地のパートナーシップによる地域課題解決の仕組みを学ぶ「環境まちづくりフォーラム」や、業界別の10年後を語る「企業とNPOの協創円卓会議」などは、セミナーやイベントをきっかけに、共有されたアイデアや仕組みが波及し、同じような事業が各地に生まれる「スピンアウト」を意識して、企画や広報を行った。2008年に「衣」を取り上げた円卓会議「エシカルを着る」など、先駆的なテーマからは新しいスピンアウトが生まれた。

2006年から毎年開催している「環境ボランティア見本市」では、出展団体に対して実行委員会の立ち上げを呼び掛け、NPOが主体的に見本市の運営に携わる道筋をつくった。委員会では、NPOのためのメディア発信講座を開催するなど、



出展団体の能力の強化に役立つ機会を提供した。見本市の出展団体がひとつのプラットフォームとなり、政策提言や、企業との協働事業を生み出す素地をつくっている。

「パートナーシップ評価」と「ストーリー評価」

プラザでは、それぞれの事業ごとに数値的な目標と、より本質的な定性的な目標を定め、それぞれに指標を設定し、5段階で自己評価した。さらに、客観化しにくい「市民力の創出」「協創のステージ」の達成度を測る指標として「パートナーシップ評価」と「ストーリー評価」を取り入れた。

パートナーシップ評価は、事業を実施においてステークホルダーの参画の量や質、どのような合意形成が行われたかを測る指標と、先駆性・波及効果などの社会的影響に関する指標からなる計6項目で評価した。

事業のプロセスの中での数値では表しきれない人や組織の変化、事業が生み出した波及効果を書き出し、ストーリー評価と呼んで、可視化を試みた。ストーリー評価は、「仕組みづくり」「人づくり」「情報共有のデザイン」の視点から、中間支援組織として、パートナーシップのプラットフォームを作り出しているかどうかを意識して書いている。これらの評価は公開し、プラザの成果を伝えるツールとして、また次の年度の事業計画づくりの基礎として有効利用した。

2008	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
持続可能な地域づくり		5/22 生物多様性の日シンポジウム	7/13 若者と協働でつくる農村まちづくり				10/10 JICA研修受け入れ 10/26 環境×開発地域づくりミーティング			11/15 既存樹林を活かしたマンション開発		1/17 みんなで耕せ 都会のみどり
みんなでつくる環境政策					8/5 今後の環境保全活動・環境教育施策について考える		10/23 COP10 に向けた政策説明会		12/3 海外のESD 事情を聞こう		2/3 環境保全活動・環境教育に関する施策について	1/28 循環型社会形成
G8NGOフォーラム協力	4/22 アースデザインシンポジウム	5/23-25 NGO・NPO 国際シンポジウム	6/15 デンマーク環境大臣懇談会	7/6-8 市民サミット2008	7/29 G8報告会			11/14 洞爺湖サミットを超えて				
G8地域MTG支援(その他、NGO・一般 勉強会を毎月開催)		5/31 広島	6/4 愛媛	6/12 名古屋	8/5 徳島	8/9 函館	8/31 名古屋	11/13 東京	11/18 名古屋			
NPOと企業の連携		5/30 SR ってなんだろう		7/12 マッチング交流会						1/8 NPO・NGO コメント集約会		3/5 エシカルファッション
情報共有とコミュニケーション			6/9 環境パートナーシップ研修	6/27 遊びながら地球環境を学ぶ	7/12 環境ボランティア見本市	7/25 学生たちが見た水俣		11/28 ESD カフェ	12/ エコ246	12/ 5 広がれボランティアの輪フォーラム分科会		1/26-30 環境パートナーシップ研修
出張NPO・ボラセン	4/19-20 アースデー東京		6/2-3 エコライフ・フェア							1/29 ESD カフェ		
主催展示(その他外部企画12件)		5/7-31 G8サミットへ向けたNGO活動展	7/1-9/30 水俣の夏休み				10/10-2/27 のざり みなまたのめぐみ					3/1-5/29 不知火から阿賀へ
全国EPO		5/12-13 全国EPO連絡会	7月-8月 日本全国環ボラの旅	9/23 プチEPO連絡会				11/11 プチEPO連絡会	11/20 環境市民活動助成金セミナー	11/16 環境教育&ESDを“広げる×深める”政策を考えよう	11/30 市民セクター全国会議	1/31-2/1 環境NGOと市民の集い
												2/14 関東つながり会議
												2/28 関東ESDフォーラム in いたばし
												12/4 関東助成金セミナー
運営委員会	4/11 運営委員会			7/24 運営委員会								11/25 運営委員会

情報の整備、求められる基礎調査

インターネット上の環境活動情報サイト「環境らしんばん」などにより、広く環境NPOの基本情報を収集・発信した。事業で協働した、顔の見える団体について収集した「パートナー団体リスト/ファイル」は140団体に増え、密度の濃い情報を整備した。企業については、「環境コミュニケーション大賞」に応募した報告書3年分を展示した。

施設内に、2009年度の重点テーマである「生物多様性」「環境教育」「ソーシャルビジネス」「全国EPO」に対応した資料を収集し、閲覧コーナー開設し、網羅的な環境情報施設から、専門性の高いパートナーシップ情報の整備に力を尽くした。今後は、各事業において、基礎調査を充実させ、相談対応に必要な情報をストックすることを目指して行く。

パートナーシップの見える化

2007年に開催した、関係者が施設の在り方を検討する「リニューアルワークショップ」をきっかけに、パートナーシップを可視化する試みを実施した。パートナーシップ事例が生まれるプロセスをパネル、ブログ、パンフレットなどで発信し、来館者がパートナーシップを体感できるような仕掛けをつ

くった。作成過程において、関係者が、「伝える」ことについて学ぶ機会ともなった。企業の施設でも同様の展示を実施するなど、外への波及効果もあった。

立地条件を生かし、幅広い層へのアプローチ

国連大学と連携した生物多様性に関するシンポジウムに合わせ、展示やイベントを同時開催。研究者の会合と、一般市民の参加しやすいイベントやNGOの会合を組み合わせることで、環境問題解決に参加できる多様な入り口を演出した。

青山学院大学・NHK・トーキョーワンダーサイト・渋谷青山通り商店会などの地域と連携したイベント『青山 commons』、渋谷区の文化施設のネットワーク「あらかるチャー」へも参画し、地域連携、環境と文化の連携を深めた。

海外からの訪問者を意識し、通訳会社との連携により説明文の英訳を行うなど、新しいパートナーを開拓した。

学生とのパートナーシップと人づくり

インターン・ボランティアなど、プラザに関わる大学生に活躍の機会を提供し、人材育成を行った。プラザに集う学生ボランティアチーム「えこたま」は、イベント開催やパートナ



シップパネル作成、学生企画展示などの自主企画を実施し、環境に関心を持つ学生と環境活動のつなぎ役として成長した。雑誌社と連携したシンポジウムの開催では、100名を超える参加者が集まり、これから社会に出る学生自身が、就職活動について議論する場を設け、社会的関心を高めた。同時に、学生自ら企画・交渉・実施をしたことでの成功体験が学生の意欲を引き出し、育成機会として役立った。学生のネットワークはプラザ事業に広がりをつくり、学生を育てることはスタッフにも学びをもたらし、重要なパートナーとして定着している。

社会の変化と今後の方向性

プラザが新中期目標を立ててから3年、社会の状況は変化している。景気の影響で、企業の社会貢献に対する姿勢が変化し、企業と協働するNPOには、これまで以上に専門性が求められる傾向にある。増加する環境NPOは、助成金や補助金のみ

に依存するのではなく、自立と社会的責任が求められている。地方自治体においても、各種のパートナーシップの支援組織が立ち上がり、政権交代後は、「地域でできることは地域で」と、地域への期待が強まり、国の事業でなければできないことを精査する必要もある。環境を巡る状況としては、温暖化をはじめとした環境問題が広く一般に伝わり、具体的な行動、政策への対応が求められ、低炭素化社会へのエネルギーシフトに向けて、グリーン・ニューディールや環境による地域再生の期待も高まっている。

これまでの3年間、協創のステージを意識し、幅広い対象と幅広い事業を手がけ、多くのスピリアウトを生んできたが、今後は、多岐にわたる環境問題のテーマ、中間支援の拠点として、国の行う事業として、事業の絞り込みが必要になっている。社会的な状況の変化を踏まえて、プラザは、これまでの成果の蓄積と、全国EPOネットワークや国連大学と連携というユニークな特長を生かし、より強い国内外への情報発信力をもって、環境パートナーシップ創造の担い手となることが求められている。

2009	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
持続可能な地域づくり				7/12 銀座ミツパチ ファームエイド銀座2009								
ソーシャルビジネス支援				7/15 モデル実証事業選定		9/4-5 現地訪問 関東 9/15 マニュアル作成検討会1 9/28-29 連絡会議	10/3-5 現地訪問 四国		12/4-6 現地訪問 北海道		2/17 マニュアル作成検討会2 3/18 報告会	
みんなでつくる環境政策場づくり						9/25 環境保全のための協働の仕組みを考える会	10/7 生物多様性に係る国際条約 11/5 国家戦略および基本法	12/22 地方戦略		1/12 生物多様性保全に関する円卓会議		3/24 オフス条約と市民参加に関する勉強会
政策提言			6/9 生物多様性保全に関する政策研究会1	7/21 政策研究会2	8/21 政策研究会3		10/3 研究会 分科会1 10/17 研究会 分科会2	12/17 研究会 意見交換会1		1/21 研究会 意見交換会2		3/19 研究会 シンポジウム
COP10NGO支援(地域Mtgなど)		5月 東京		7/4 生態系と生物多様性の経済学						1月 札幌	2月 福岡、大阪、徳島、東京、高知 3月 仙台	
NPOと企業の連携			6/20 マッチング交流会								2/7 ボランタリーフォーラム分科会	
SR推進(NNネットに協力)		5/13 検討会1 5/29 検討会2	6/15 検討会3	7/13 円卓会議対応Mtg	8/17 円卓会議 報告会	9/19 ソーシャル・アントレプレナー・ギャザリング					2/2 SRの基礎を学ぶ 1 3/4 SRの基礎を学ぶ 2	
情報共有とコミュニケーション			6/20 環境ボランティア見本市				10/17 見本市 報告会・座談会	11/4 「伝え方」広報講座 11/15 パングラデシュ衣料女工上映会		1/28,2/11 マスメディアとNPOのwin-win講座 1/28 Water Aid		
外部協力								10/23-25 青山commons	11/1 ESD国際シンポジウム			
出張NPO・ボラセン	4/18-19 アースデイ東京		6/6-7 エコライフ・フェア						12/5 プロボノ	12/10-12 エコプロダクツ展		
主催展示(その他外部企画7件)		5/9-6/6 生物多様性と私たちの暮らし									1/12-3月 □+□+□=生物多様性の保全	
全国EPO			6/29-30 全国EPO連絡会					11/16-17 全国EPO連絡会 12/18 関東助成金セミナー		1/8 関東助成金セミナー		3/23 ESD関東ブロック会議
運営委員会			第1回 運営委員会		第2回 運営委員会					第3回 運営委員会		第4回 運営委員会

BOOK 本の紹介

協働の強化書

～NPOと行政・企業との協働を強化するために～

せんだい・みやぎNPOセンター(2007年3月) 協働の強化書研究会編・著
定価1,050円(税込み)

市民・NPO関係者と4つの自治体の職員が「協働」で、アンケート、ヒアリングを行い「行政とNPOの双方が協働事業という認識を持っている事例」を抽出し、協働についての概論と事例報告をまとめた。報告書作りのプロセスの中で、視点の違いを明らかにしながら、合意点を探っていったことが最大の成果という。いわゆる「協働の手引き書」とは一線を画す。



環境首都コンテスト

～地域から日本を変える7つの提案～

株式会社学芸出版社発行(2009年3月10日)
環境首都コンテスト全国ネットワーク&財団法人ハイレイフ研究所編著
定価2,200円(税別) ISBN978-4-7615-2453-1

90年代ドイツの市町村の環境政策を飛躍的に向上させた戦略的な競争コンテストを手本に、2001年より日本の自治体に合わせた独自の内容で実施している「環境首都コンテスト」。本書は、コンテスト受賞市町村を中心に先進的な持続可能な社会づくりの取組みを具体的に紹介すると同時に、それらに共通する7つのポイントを整理して提案している。



参加と協働のデザイン

～NPO・行政・企業の役割を再考する

学芸出版社(2009年10月) 世古一穂編・著
定価2,625円(税込)ISBN4761524723

著者は日本のNPOの黎明期から最前線に立ち、道を切り開いて来た活動家である。協働がブームとなっている現状に疑問を投げかけ、理想像を描き、それに至る道筋を明確に示している。共著者も、現場を良く知る人たちが、法制度や社会の仕組みという視座から俯瞰してくれるので非常に見通しの良い理論と実践の本となっている。

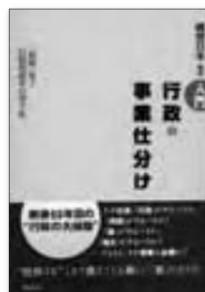


入門 行政の「事業仕分け」

～「現場」発!行政改革の切り札～

ぎょうせい(2007年3月) 構想日本編・著
定価1,714円(税別) ISBN978-4-324-08108-2

民間の非営利のシンクタンク「構想日本」は、2002年から地方自治体の事業仕分けを開始。行財政改革の方法として全国46の自治体で実施している(2010年1月現在)。本書は、事業仕分けの考え方や具体的な進め方を書いた「事業仕分けの入門書」である。図表やイラストを多用し、読ませる工夫がふんだんに施され、非常に読みやすくわかりやすい。



超公民館!? NPO・財団による管理運営

私たちは「米原」から何を学ぶか? 合同シンポ&レポート

埼玉社会教育研究会編集・発行(2008年8月)
定価1,050円(税込み)

2006年、米原公民館は20代の若者が立ち上げたNPO法人FIELDが指定管理者となった。彼らは公民館の事業や運営を一変させ、社会教育の研究を続けてきた埼玉社会教育研究会のメンバーに衝撃を与えた。本書は、FIELDのスタッフを交えて公民館の運営、社会教育のあり方をテーマに行われた激論の記録である。



NPOは公共サービスを担えるか

次の10年への課題と戦略

法律文化社(2009年5月) 後房雄著
定価2,500円(税別)

筆者は、日本においても政府や自治体がNPOに資金を投入して公共サービスを購入する機会を増やすべきと主張する。NPOが政府から資金を得ることは、世界的に進むニューパブリックマネージメントの必然であるとともに、NPOにとっても良い結果をもたらすという。一方、NPOが行政と協働するには多くの課題があることも指摘し、解決の方策を探っている。



パートナーシップ・トーク

「法制度を変える」ことは大変なことと思われがちだ。けれど、法律や条令も一人ひとりの思いを形にしたものだ。草の根の地域活動であれ、多くの国に影響を与える国際条約であれ、個人の意志が制度を作り、変えていく力になる。

PROFILE



高田 晶子さん

キープ鎌倉クリーン推進会議
(略称 KKC)

熊本県生まれ。鎌倉公立学校で教鞭を執る傍ら、ボランティア活動を継続。活動範囲は、高齢者問題からまち美化問題まで、現代社会の抱える課題に敏感に対応。常に現場で活動しながら政策提言にコミットする姿勢を信条としている。

「守り・育て・つなぐ鎌倉市落書きNO!の活動」 相互提案協働事業

鎌倉市(面積:39.6Km² 人口:174,000人)は首都圏に近い観光地で、史跡・ハイキング・マリンスポーツ・ショッピングなど多様な観光スポットに恵まれ、リピーターも多く、年間の観光客は約1900万人を数えます。

KKCは、住む人と来訪者の両方の視点に立ち、実効性のある「まち美化市民条例制定」を目指し、1999年に発足しました。実践活動と政策提言を同時に進める手法により、2000年10月に市に提言した条例案は、「クリーンかまくら条例(2001年3月制定)」として実現しました。

21世紀に入り、市内に野火が広がるように、一気に落書きがはびこりました。危機感を抱いたKKCは、手探りの消去活動と同時に、条例制定に向けた活動を開始し、2004年7月に提言した条例案も、同年

12月に「鎌倉市落書き防止条例」として制定されました。その後、条例があるだけでは、実際には何の具体的な解決に結び付かないとの理由から、条例の中に「行動計画」を位置付けるよう陳情しました。

7年間にも及ぶ徹底した落書き消去活動と施策提案が効を奏し、今では先手必勝の「落書きのないまち」が維持されるまでになりました。

今年度から、「鎌倉市落書きのないまちづくり協働事業に関する協定書」を締結し、市との協働事業に取り組んでいます。協働事業のメリットは、窓口の一本化、予算化の実現、関係者間の体制が整備されることなどが挙げられます。

これからも、鎌倉市とともに知恵を出し合い、将来を見据えた落書きのないまちづくりに努めていきたいと思っております。

1枚の写真がアメリカの水銀規制を変えた?!

2008年10月、米国議会は、「水銀輸出禁止法」を成立させた。法案提出者は、当時、上院議員だったバラク・オバマ現米国大統領だ。

2009年2月ナイロビで開催されたUNEPの会合で、オバマ政権は、前ブッシュ政権の水銀政策を180度転換。「世界水銀条約」の制定に賛成の立場を表明し世界を驚かせた。彼の水銀政策転換の裏には何があったのか。

水銀に対する厳しい姿勢の原点は、彼が九歳のときに見た一枚の写真の存在ではないだろうか。自伝『マイ・ドリーム』の中でオバマは、グラフ誌『LIFE』(1972年6月号)に掲載されていたある写真について、こう書いている。

「次は日本人の女性が、小さな裸の少女をたらいで行水させている写真。悲しい風景だった。女の子は病気を患っているのだろう。

足は曲がり、頭は母親の胸のほうにだらりとしなだれていた。母親の顔は悲しみでこわばり、自分を責めているかのようだ」

その写真とは、写真家ユージン・スミスと、アイリーン・スミスが撮影した胎児性水俣病患者とその母親の写真だったと思われる。

水俣病は、1956年に日本政府によって「公式に」確認がなされた。しかし、53年たった現在も、被害者は、不安な暮らしを続けている。

残念ながら日本は、国内で処理できない水銀を、途上国に輸出している、アジアで唯一の水銀輸出国である。

未曾有の公害を体験した私たちは、言葉だけでなく行動を伴う「誠意」をもって過去を清算し、同じ過ちを繰り返さないよう国内の環境行政はもちろんのこと、諸外国をリードしていくべきだ。オバマが米国の水銀政策を変えたように。

PROFILE



奥田 みのりさん

フリーライター

神奈川県横浜生まれ。東京でOLを経験後、米国・シリコンバレーにあるコミュニティ・カレッジへ留学。サンフランシスコ州立大学へ編入し、現地のNPOへ就職。日系アメリカ人らと、コミュニティ・オーガナイザーとして、草の根のイベント企画・運営に携わる。帰国後、東大大学院新領域創成科学研究科修了(環境学)、専門紙の記者を経てフリーライターに。環境・公害・CSRなどを中心に執筆。

10周年を迎えるオースタス条約 関わる日本国内外での動き

オースタス条約は、1998年に国連欧州経済委員会(UNECE)で採択された条約で、2009年現在、EUを中心に44カ国が批准しています。リオの第10原則に基づき、市民に保障しなければならない権利として、①環境情報へのアクセス権、②環境問題に関する意思決定への市民の参加権、③司法へのアクセス権という三本柱を掲げています。

2008年は、この条約の採択10周年にあたり、ラトビアで第三回締約国会議が開催されました。この会議では、これまでの10年間の活動成果を総括するリガ宣言と今後の長期的な戦略計画が採択されるとともに、各締約国の実施状況が確認されました。条約の締約国には、この条約に定められた基準の達成が求められ、実施状況について定期的に報告する義務があります。また、欧州域外の各国にも積極的にこの条約を拡大することが議論されています。

一方、日本の現状を見ると、①の情報アクセスについては、行政から環境保護団体や民間団体に情報を公開することについてはまだ模索段階です。②の意思決定については、環境影響評価制度に基づく意思決定への市民参加は一定程度認められてきていますが、戦略的環境アセスがまだ導入されていない等、不十分です。③の司法アクセスについては、消費者団体の団体訴権は認められたものの、環境保護団体についてはまだ実現されていません。オースタス条約の三本柱という観点から見れば、日本はまだまだ発展途上です。

オースタス・ネットは、オースタス条約が掲げる三本柱の理念を日本でも実現するために、これまで、様々な勉強会の実施、条約の日本語訳の発表といった活動をしてきました。

詳しくは、オースタス・ネットのHPをご覧ください(<http://www.aarhusjapan.org/>)。

栗谷しのぶ オースタス条約を日本で実現するネットワーク 事務局

■地球環境パートナーシッププラザの英語名改称について

来る4月1日をもって、地球環境パートナーシッププラザの英語名を従来の”Global Environment Information Centre”から”Global Environment Outreach Centre”に改めることとなりました。これまで”GEIC”の略称で親しまれてきましたが、より日本語名や活動内容に合致させるためです。新しい略称”GEOC”を是非よろしくお願ひ致します。

なお、日本語名については、「地球環境パートナーシッププラザ」から変更はありません。

【つな環】第15号

2010年3月発行

編集・発行:

地球環境パートナーシッププラザ

〒150-0001
東京都渋谷区神宮前5-53-70 国連大学1F
Tel.03-3407-8107 Fax.03-3407-8164
<http://www.geic.or.jp/geic>

- 開館時間:午前10時~午後7時30分(火~金曜)
午前10時~午後5時(土曜)
- 休館 日曜・月曜・祝日・年末年始・第4金曜日

環境パートナーシップオフィス(EPO)

〒150-0001
東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山B2F
Tel.03-3406-5180 Fax.03-3406-5064

- 利用時間:午前10時~午後9時(火~金曜)
午前10時~午後5時(土曜)
- 業務時間:午前9時30分~午後6時
- 休業 日曜・月曜・祝日・年末年始

レイアウト・デザイン:株式会社メディアハウス



- 東京メトロ
銀座線/半蔵門線/千代田線
表参道駅B2出口より徒歩約5分
- JR
渋谷駅東口より徒歩約10分